

調査及び予測の手法
(条例及び法参考手法の対照)

資料 8

項 目	条例 技術指針	火力発電所 主務省令 参考手法
大気質	<p>1 大気環境</p> <p>(1) 大気質</p> <p>大気質に係るもののうち、対象事業の実施に伴う大気汚染物質に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 大気汚染物質の濃度の状況</p> <p>b 気象の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、環境基準に定める測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域</p> <p>調査地域は、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、地形、土地利用、住宅の密集度等を考慮して設定する。</p> <p>(イ) 調査地点</p> <p>調査地点は、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測</p>	<p>(硫黄酸化物 - 施設の稼働)</p> <p style="text-align: center;"><i>主務省令では、事業等の内容又は項目ごとに参考手法を規定。ここでは主要な影響要因を例示した。</i></p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切</p>

し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間等

調査期間等は、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

- a プルーフモデル、パフモデル、JEAモデル等の既存の拡散式を用いた計算その他の数理的手法
- b 風洞模型実験
- c 事例の引用又は解析

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における大気汚染物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(イ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

かつ効果的な地点

五 調査期間等

原則として一年間（第一号口の情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間）

六 予測の基本的な手法

大気の拡散式に基づく理論計算

事例の引用又は解析は、車両の運行等、他の事業特性による大気質への影響の予測において記載

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、硫酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域

予測地点は、施設稼働による影響の予測においては記載がないが、車両による沿道大気への影響の予測手法には記載があり、府技術指針と同様の表現。

八 予測対象時期等

発電所の運転が定常状態となる時期及び硫酸化物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）

項 目	条例 技術指針	火力発電所 主務省令 参考手法
騒 音	<p>(2) 騒音 対象事業の実施に伴う騒音に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 騒音の状況 b 道路の沿道等の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、環境基準に定める測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(イ) 調査地点 調査地点は、音の伝搬の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等 調査期間等は、音の伝搬の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>

期及び時間帯とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

- a 音の伝搬理論に基づく予測式を用いた計算
- b 模型実験
- c 事例の引用又は解析

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、音の伝搬の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(エ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

六 予測の基本的な手法

音の伝搬理論に基づく計算

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測地点

音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点

九 予測対象時期等

発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）

項 目	条例 技術指針	火力発電所 主務省令 参考手法
振 動	<p>(3) 振動 対象事業の実施に伴う振動に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 振動の状況 b 地盤の状況 c 道路の沿道等の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(イ) 調査地点 調査地点は、振動の伝搬の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等 調査期間等は、振動の伝搬の特性を踏まえ、(ウ)の調査</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動</p>

地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、振動の伝搬理論に基づく予測式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、振動の伝搬の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(エ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

六 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測地点

振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点

九 予測対象時期等

発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）

項 目	条例 技術指針	廃棄物最終処分場 主務省令 参考手法
悪 臭	<p>(4) 悪臭 対象事業の実施に伴う悪臭に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 悪臭の状況 b 気象の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に規定する測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、人家の密集度等を考慮して設定する。</p> <p>(イ) 調査地点 調査地点は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等 調査期間等は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、(ウ)の調</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第五条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環</p>

査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、既存の拡散式を用いた計算その他の数理的手法又は事例の引用若しくは解析とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(エ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

一 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析

二 予測地域

調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

三 予測地点

悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等

悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期

項 目	条例 技術指針	廃棄物最終処分場 主務省令 参考手法
水 質	<p>(1) 水質 水質に係るもののうち、対象事業の実施に伴う水質汚濁物質等に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 水質汚濁物質の濃度等の状況</p> <p>b 水象の状況</p> <p>c 気象の状況</p> <p>d 土質の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、環境基準に定める測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、水域の状況を考慮して設定する。</p> <p>(イ) 調査地点 調査地点は、水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。） 海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況</p> <p>ロ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

(オ) 調査期間等

調査期間等は、水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

- a 既存の混合・拡散式を用いた計算その他の数理的手法
- b 統計的手法
- c 水理模型実験
- d 事例の引用又は解析

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(エ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

五 調査の期間並びに時期及び時間帯

水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

一 予測の基本的な手法

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析

二 予測地域

調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域

三 予測地点

水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等

事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期

項 目	条例 技術指針	
底 質	<p>(2) 水底の底質</p> <p>水底の底質に係るもののうち、対象事業の実施に伴う底質汚染等に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、底質汚染等とは、水底の底質の拡散による周辺水域の汚濁及び汚染物質等の流入による水底の底質の汚染等をいう。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(7) 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 水底の底質の状況</p> <p>b 水質の状況</p> <p>c 水象の状況</p> <p>(4) 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ウ) 調査地域</p> <p>調査地域は、水底の底質の特性を踏まえ、底質汚染等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(イ) 調査地点</p> <p>調査地点は、水底の底質の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における底質汚染等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等</p>	

調査期間等は、水底の底質の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における底質汚染等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

- a 水底の底質の拡散によるものについては、事業計画の内容を分析し、拡散の程度を把握した上での事例の引用又は解析とする。
- b 汚染物質等の流入によるものについては、物質の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、水底の底質の特性を踏まえ、底質汚染等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、水底の底質の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における底質汚染等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(I) 予測対象時期等

予測対象時期等は、水底の底質の特性を踏まえ、底質汚染等に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

項目	条例 技術指針	廃棄物最終処分場 主務省令 参考手法
地下水	<p>(3) 地下水の水質及び水位 対象事業の実施に伴う地下水の水質及び水位に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 地下水の水質の状況 b 地下水の水位の状況 c 地質・土壌の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、環境基準に定める測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、地質・土壌の特性を踏まえ、地下水の水質及び水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(イ) 調査地点 調査地点は、地質・土壌の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における地下水の水質及び水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地下水の状況 ロ 地下水の利用状況 ハ 地形及び地質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>

調査期間等は、地質・土壌の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における地下水の水質及び水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

a 地下水の水質については、既存の拡散式を用いた計算その他の数理的な手法又は事例の引用若しくは解析とする。

b 地下水の水位については、地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、地質・土壌の特性を踏まえ、地下水の水質及び水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、地質・土壌の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における地下水の水質及び水位に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(エ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、地質・土壌の特性を踏まえ、地下水の水質及び水位に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析

二 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域

三 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期

項 目	条例 技術指針	
その他 水質 (流速)	<p>(4) その他水環境に係る環境要素 対象事業の実施に伴う流向及び流速に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、流況の状況とする。</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、流況の特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(エ) 調査地点 調査地点は、流況の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等 調査期間等は、流況の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。</p> <p>イ 予測の手法</p> <p>(ア) 予測の基本的な手法</p>	

予測の基本的な手法は、数理的な手法又は水理模型実験とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、流況の特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、供用開始後、事業活動が定常状態となる時期とする。

項目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
重要な地形及び地質	<p>(1) 地形及び地質 地形及び地質に係るもののうち、対象事業の実施に伴う重要な地形、地質及び自然現象に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、重要な地形、地質及び自然現象とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 地形及び地質の概況</p> <p>b 重要な地形、地質及び自然現象の分布、状態及び特性</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>現地調査は、ボーリング調査、現地確認、聞き取り調査(学識経験者等)等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>(エ) 調査地点 調査地点は、地形及び地質の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における重要な地形、地質及び自然現象に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>

(オ) 調査期間等

調査期間等は、地形及び地質の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における重要な地形、地質及び自然現象に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。この場合において、自然現象については、季節変化、時間変化を伴うものについては、それらが適切に把握できる季節、時間を設定する等、変動特性に留意するものとする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

a 直接的な影響については、造成計画等を基に重要な地形、地質及び自然現象の分布又は成立環境の改変の程度を求めることにより行うものとする。

b 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形、地質及び自然現象に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形、地質及び自然現象に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

五 調査期間等

地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期

六 予測の基本的な手法

重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測対象時期等

地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期

項 目	条例 技術指針	
地盤沈下	<p>(2) 地盤 地盤に係るもののうち、対象事業の実施に伴う地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 b 地下水の水位の状況 c 地質の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、又献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ウ) 調査地域 調査地域は、地質の特性を踏まえ、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(エ) 調査地点 調査地点は、地質の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等 調査期間等は、地質の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影</p>	

響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

- a 地下水の水理に関する解析
- b 地盤の圧密に関する解析
- c 事例の引用又は解析

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、地質の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(イ) 予測対象時期等

予測対象時期等は、供用開始後、事業活動が定常状態となる時期とする。

項 目	条例 技術指針	
土 壤	<p>(3) 土 壤</p> <p>土壌に係るもののうち、対象事業の実施に伴う土壌汚染に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、土壌汚染とは、汚染土壌の移動による環境の汚染及び汚染物質の土壌への蓄積によるものをいう。</p> <p>ア 調査の手法</p> <p>(ア) 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>a 土壌汚染物質の濃度の状況</p> <p>b 地歴の状況</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(ア) a の情報について、現地調査を行う場合には、環境基準に定める測定の方法等とする。</p> <p>(ウ) 調査地域</p> <p>調査地域は、土壌の特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(イ) 調査地点</p> <p>調査地点は、土壌の特性を踏まえ、(ウ)の調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(オ) 調査期間等</p>	

調査期間等は、土壤汚染の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。

イ 予測の手法

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

- a 土壤の移動によるものについては、事業計画の内容を分析し、土壤の改変の程度を把握することにより行うものとする。
- b 汚染物質の蓄積によるものについては、事例の引用又は解析とする。

(イ) 予測地域

予測地域は、ア(ウ)の調査地域のうち、土壤の特性を踏まえ、土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(ウ) 予測地点

予測地点は、土壤の特性を踏まえ、(イ)の予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(I) 予測対象時期等

予測対象時期等は、土壤の特性を踏まえ、土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

項 目	条例 技術指針	鉄道 主務省令 参考手法
その他 日照障害	<p>4 その他の環境 対象事業の実施に伴う日照障害に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 土地利用の状況</p> <p>(イ) 地形の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>ウ 調査地域 調査地域は、土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>エ 調査期間等 調査期間等は、土地利用及び地形の特性を踏まえ、ウの調査地域における日照障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。</p> <p>(2) 予測の手法</p> <p>ア 予測の基本的な手法</p> <p>予測の基本的な手法は、数値計算による日影図の作成又は模型実験とする。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p>

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測地点

予測地点は、土地利用及び地形の特性を踏まえ、イの予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

エ 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事が完了する時期とする。

二 予測地域

調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

三 予測地点

土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等

鉄道施設（高上式）の設置が完了する時期

項 目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
動 物	<p>1 動物</p> <p>動物に係るもののうち、対象事業の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、重要な種とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいい、注目すべき生息地とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相及びその分布の状況</p> <p>(イ) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>ウ 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>エ 調査地点</p> <p>調査地点は、動物の生息の特性を踏まえ、ウの調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p>

オ 調査期間等

調査期間等は、動物の生息の特性を踏まえ、ウの調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、動物の活動期に留意するものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

(ア) 直接的な影響については、造成計画等を基に重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度を求めることにより行うものとする。

(イ) 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

五 調査期間等

動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測対象時期等

動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期

項 目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
植 物	<p>2 植物</p> <p>植物に係るもののうち、対象事業の実施に伴う重要な種及び群落並びに植物生育環境としての土壌に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、重要な種及び群落とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 種子植物、シダ植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>(イ) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(ウ) 植物生育環境としての土壌の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、植生図、空中写真、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>ウ 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>エ 調査地点</p> <p>調査地点は、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、ウの調査地域における重要な種及び重要な群落並びに植物生育環境としての土壌に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p>

経路とする。

オ 調査期間等

調査期間等は、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、ウの調査地域における重要な種及び重要な群落並びに植物生育環境としての土壌に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、植物の生育期等に留意するものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

(ア) 直接的な影響については、造成計画等を基に重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境並びに植物生育環境としての土壌の改変の程度を求めることにより行うものとする。

(イ) 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落並びに植物生育環境としての土壌に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落並びに植物生育環境としての土壌に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

五 調査期間等

植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測対象時期等

植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期

項 目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
	<p>3 生態系</p> <p>生態系に係るもののうち、対象事業の実施に伴う地域を特徴づける生態系に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(イ) 複数の注目種等の生態、他の動植物との相互関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>ウ 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>エ 調査地点</p> <p>調査地点は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、ウの調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>オ 調査期間等</p> <p>調査期間等は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、ウの調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

(ア) 直接的な影響については、造成計画等を基に注目種等の分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を求めることにより行うものとする。

(イ) 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

六 予測の基本的な手法

注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測対象時期等

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

項 目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
景 観	<p>1 景観</p> <p>景観に係るもののうち、対象事業の実施に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、主要な眺望点とは、対象事業実施区域及びその周辺の区域に存在する不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいい、景観資源とは、対象事業実施区域及びその周辺の区域に存在する眺望を構成するものをいう。また、主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報 調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 主要な眺望点の状況 (イ) 景観資源の状況 (ウ) 主要な眺望景観の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 現地調査は、現地踏査、写真撮影等とする。</p> <p>ウ 調査地域 調査地域は、主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できると認められる地域とする。</p> <p>エ 調査地点 調査地点は、調査地域における景観の特性を踏まえ、ウ</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域にお</p>

の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。この場合において、対象事業の特性を踏まえた対象事業への眺望の方向、距離(近景・中景・遠景)に留意するものとする。

オ 調査期間等

調査期間等は、調査地域における景観の特性を踏まえ、ウの調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

(ア) 直接的な影響については、造成計画等を基に対象事業実施区域に存在する主要な眺望点及び景観資源の分布の改変の程度を求めることにより行うものとする。また、主要な眺望景観については、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

(イ) 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ける主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

六 予測の基本的な手法

イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析

ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

ハ 予測対象時期等

調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

項目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>2 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場に係るもののうち、対象事業の実施に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>(イ) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>現地調査は、聞き取り調査、現地踏査、写真撮影等とする。</p> <p>ウ 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>エ 調査地点</p> <p>調査地点は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、ウの調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>

オ 調査期間等

調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、ウの調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、利用の季節変動等を考慮し、利用の多い時期を含むよう留意すること。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

(ア) 直接的な影響については、造成計画等を基に主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布又は利用環境の改変の程度を求めることにより行うものとする。

(イ) 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

五 調査期間等

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

六 予測の基本的な手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測対象時期等

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期

項 目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
廃棄物等	<p>1 廃棄物等 対象事業の実施に伴う廃棄物等に係る環境影響を予測する場合の予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 予測の基本的な手法 予測の基本的な手法は、工事中にあつては工事に伴う副産物の種類ごとの発生状況の把握、供用時にあつては対象事業の実施に伴う廃棄物の種類ごとの発生状況の把握とする。</p> <p>(2) 予測地域 予測地域は、対象事業実施区域とする。</p> <p>(3) 予測対象時期等 予測対象時期等は、工事中にあつては工事期間、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 (工事中) 工事期間 (施設の稼働) 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)</p>

項目	条例 技術指針	発電所 主務省令 参考手法
温室効果ガス等	<p>2 温室効果ガス等 対象事業の実施に伴う温室効果ガス等に係る環境影響を予測する場合の予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 予測の基本的な手法 予測の基本的な手法は、対象事業の実施に伴う温室効果ガス等の排出量等の把握とする。</p> <p>(2) 予測対象時期等 予測対象時期等は、工事中にあつては工事期間、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測の対象時期又は時間帯 発電所の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>

項 目	条例 技術指針	
歴史的 文化的 景観	<p>1 歴史的・文化的景観</p> <p>歴史的・文化的景観に係るもののうち、対象事業の実施に伴う主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点とは、対象事業実施区域及びその周辺の区域に存在する不特定かつ多数の者が利用している歴史的・文化的景観資源を眺望する場所をいい、歴史的・文化的景観資源とは、歴史的・文化的建造物等と一体となって構成される景観資源をいう。また、主要な歴史的・文化的眺望景観とは、主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点から歴史的・文化的景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(ア) 主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点の状況</p> <p>(イ) 歴史的・文化的景観資源の状況</p> <p>(ウ) 主要な歴史的・文化的眺望景観の状況</p> <p>イ 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>現地調査は、現地踏査、写真撮影等とする。</p> <p>ウ 調査地域</p> <p>調査地域は、主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点の状況、歴史的・文化的景観資源の状況及び主要な歴史的・</p>	

文化的眺望景観の状況を適切に把握できると認められる地域とする。

エ 調査地点

調査地点は、調査地域における歴史的・文化的景観の特性を踏まえ、ウの調査地域における主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。この場合において、対象事業の特性を踏まえた対象事業への眺望の方向、距離(近景・中景・遠景)に留意するものとする。

オ 調査期間等

調査期間等は、調査地域における歴史的・文化的景観の特性を踏まえ、ウの調査地域における主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、次のとおりとする。

(7) 直接的な影響については、造成計画等を基に対象事業実施区域に存在する主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源の分布の改変の程度を求めることにより行うものとする。また、主要な歴史的・文化的眺望景観については、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。

(4) 間接的な影響については、事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考と

する。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、調査地域における歴史的・文化的景観の特性を踏まえ、主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、調査地域における歴史的・文化的景観の特性を踏まえ、主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

項 目	条例 技術指針	
文化財	<p>2 文化財</p> <p>対象事業の実施に伴う文化財に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。この場合において、文化財とは、有形の文化的所産及び歴史的資料で価値の高いもの、住民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの、遺跡、名勝地等で価値の高いもの、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報 調査すべき情報は、文化財及びその周辺の環境の状況とする。</p> <p>イ 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて実施するものとする。</p> <p>ウ 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>エ 調査地点 調査地点は、文化財の特性を踏まえ、ウの調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>オ 調査期間等 調査期間等は、文化財の特性を踏まえ、ウの調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するため</p>	

に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期とする。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、事例の引用又は解析とし、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、文化財の特性を踏まえ、文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、文化財の特性を踏まえ、文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

項 目	条例 技術指針	
埋蔵文化財包蔵地	<p>3 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>対象事業の実施に伴う埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を把握する場合の調査及び予測の手法は、次に掲げるものとする。</p> <p>この場合において、埋蔵文化財包蔵地とは、集落跡、古墳、宮殿跡、寺院跡、窯跡等の遺跡、当時の人々が使用した土器、石器等の遺物その他の埋蔵文化財を包蔵する土地で価値の高いものをいう。</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、埋蔵文化財包蔵地の状況とする。</p> <p>イ 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて実施するものとする。</p> <p>ウ 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>エ 調査地点</p> <p>調査地点は、埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、ウの調査地域における埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>オ 調査期間等</p> <p>調査期間等は、埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、ウの調査地域における埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測</p>	

し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期とする。

(2) 予測の手法

ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、造成計画等を基に埋蔵文化財包蔵地の分布の改変の程度を求めることにより行うものとし、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の意見を参考とする。

イ 予測地域

予測地域は、(1)ウの調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

ウ 予測対象時期等

予測対象時期等は、埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。